

内部統制に関する方針の策定について

1 策定の趣旨

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により都道府県および指定都市への導入が義務付けられた内部統制制度について、改正地方自治法第150条第1項の規定に基づき、その組織的な取組の方向性等を示すものとして方針を策定するもの。

2 地方公共団体における内部統制

住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別および評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保すること。

3 内部統制制度の導入に係るスケジュール（予定）

【令和元年度】

5月～10月	内部統制に関する方針（案）の検討 内部統制体制の整備の検討 （1）全庁的な体制の整備 （2）業務レベルのリスク対応策の整備 ①リスクの評価 ②リスク対応策の整備
11月以降	内部統制の試行 試行を踏まえた見直し等
3月	内部統制に関する方針の策定

【令和2年度】

4月	内部統制制度の導入
----	-----------

4 内部統制評価報告書の議会への提出

内部統制の整備状況および運用状況について評価を行い、評価報告書を作成し、監査委員の意見を付けて議会に提出する。

（令和2年度を評価対象期間とした評価報告書を令和3年度に提出する。）